

令和3年度 連絡協議会の取組結果について

令和3年度

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和4年2月7日（月）

2. 今年度の取組一覧

令和3年度の広報活動の実施内容

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容
荷主	荷主及への説明会等を活用した周知啓発活動及びアンケート調査の実施	①	(建設業団体) 日本建設業連合会関西支部 PC建設業協会関西支部 大阪建設業協会 京都府建設業協会 兵庫県建設業協会 大阪府鉄構建設業協同組合 京都府鉄構工業協同組合 兵庫県鉄工建設業協同組合	荷主団体を通じて、各荷主事業者に対して「重量違反車両の道路(橋)に与える影響」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査についての協力依頼を実施
クレーン事業者	周知啓発活動及びアンケート調査の実施	②	大阪府クレーン建設業協会 兵庫県クレーン建設業協会	大阪府及び兵庫県クレーン建設業協会を通じて、各クレーン事業者に対して「重量違反車両の道路(橋)に与える影響」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査についての協力依頼を実施。
運送事業者	メルマガ・機関紙掲載及びアンケート調査の実施	③	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会	2府1県のトラック協会のメルマガや機関紙等へ連絡協議会広報活動をPRする記事を掲載、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せてアンケート調査についての協力依頼を実施。
	整備管理者研修を活用した周知・啓発活動とアンケート調査の実施	④	各運輸支局	各種研修・講習等を活用して、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を確保するためのアンケート調査についての協力依頼を実施。
	運行管理者講習時等を活用した周知啓発活動及びアンケート調査の実施	⑤	近畿運輸局	各種研修・講習等を活用して、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を確保するためのアンケート調査についての協力依頼を実施。
	事業者・ドライバー等への啓発活動	⑥	各道路管理者	現地取締時や車両制限令違反者を対象とした講習会でチラシ・ティッシュを配布
	研修の実施	⑦	大阪府トラック協会	近畿運輸局・近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向け研修及びアンケートを実施。(R4.2.22予定)
	説明会の実施	⑧	兵庫県トラック協会	R4年4月から運用が開始される「新たな通行制度」の説明会及びアンケートを実施。(R4.3.4予定)
社会一般	ラジオCM	⑨	FM 802局(80.2)	40秒CMを2日間で合計12回から3日間合計18回に増加して実施し、後日WEBアンケート調査による効果検証を実施
	WEBアンケート調査	⑩		社会一般向けラジオCMの効果検証並びに特車制度の認知度調査
全体	広報イベント	⑪	インフラメンテナンス国民会議 建設技術展	連絡協議会委員が関係するイベント等において、パネル展示や社会一般用啓発資料の放映、チラシ・ポケットティッシュを配布すると共に、アンケート調査を実施。 その他、協議会委員関連のイベントを確認、積極的に参加する。 トラックの日、土木の日の広報イベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係で実施できなかった。
	ポスターの掲示 チラシの配布	⑫	—	連絡協議会委員が所管の事務所等で一斉に掲示・設置
	連絡協議会 ホームページ	⑬		近畿地方整備局ホームページに掲載
運送事業者	合同取締	⑭	各道路管理者	大阪・京都・兵庫において合同取締を実施

「啓発資料を活用した活動」とは、対象者別に協議会事務局で作成した広報映像資料(約15分程度のスライドショー形式の資料)

2. 今年度の取組一覧

令和3年度連絡協議会の取組み

実績

活動計画	令和3年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
連絡協議会					道路ふれあい月間(8月中)	秋の交通安全運動(9/21~30)									実施予定
総括ワーキンググループ				第1回総括WG							第2回総括WG				計画通り
啓発活動															未実施
①荷主説明会等(コロナ対策による対面開催未実施のため)															未実施
①荷主メルマガ機関紙															計画通り
③運送事業者機関誌															計画通り
④整備管理者研修															計画通り
⑥運送事業者等啓発															計画通り
⑨ラジオCM															計画通り
認知度調査															
①荷主アンケート調査															計画通り
②クレーン事業者アンケート調査															計画通り
③運送事業者アンケート調査															計画通り
⑨WEBアンケート調査															計画通り
各委員等の取組															
⑪広報イベントへ参画															計画通り
⑫ポスターの掲示等															計画通り
連絡協議会HP															
⑬連絡協議会HP															計画通り
⑭合同取締															計画通り

3. 取組の紹介(荷主及びクレーン事業者への啓発活動)

NO.①② 荷主及びクレーン事業者へのアンケート調査

近畿地域連絡協議会のアンケート調査の実施

アンケートは、機関毎のWEBアンケートフォームを作成し、アンケート用紙に機関毎にWEBアンケートフォームのQRコードを載せ、紙媒体だけでなくWEBでも回答可能としました。

荷主及びクレーン事業者団体のご協力をいただき、アンケートを実施しました。



荷主向けチラシ



アンケート用紙



<WEBアンケートフォーム例>

3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

NO.③ 運送事業者へのアンケート調査 実施方法

【大阪府トラック協会】

大阪府トラック協会が発行する機関紙「トラック広報」の11月号に特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査票を同封していただき会員企業の皆様への協力を呼びかけていただきました。



今月の挟み込み
 安全運転実践目標 事業用貨物自動車の交通事故発生状況
 令和3年度「初任運転者特別講習」の開催について (ご案内)
 令和3年度 第2回「越境管理者講習」の開催について
 「安全衛生推進者養成講習」開催のご案内 (再掲載)
 「車両系荷役装置機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について (ご案内)
 「積卸し作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について (ご案内)
国土交通省近畿地方整備局 運送事業者様向けアンケート調査 大型車両に関する認知度調査のご協力のお願

【認知度調査票】

No.	質問	回答
質問1	Q: 運送事業者のみなさまは本記事はどのように見られましたか? A: ① 見ました ② 見ませんでした ③ 見ようと思ったが、見ることができなかった ④ その他()	① 見ました ② 見ませんでした ③ 見ようと思ったが、見ることができなかった ④ その他()
質問2	Q: 記事を見たことについて、内容をよく理解できましたか? A: ① ① 内容をよく理解できました ② ② 内容をよく理解できませんでした ③ ③ 内容をよく理解できなかった ④ ④ その他()	① ① 内容をよく理解できました ② ② 内容をよく理解できませんでした ③ ③ 内容をよく理解できなかった ④ ④ その他()
質問3	Q: 特殊車両通行許可制について、どのような点で疑問や不明な点がありましたか? A: ① ① 特殊車両通行許可制の概要 ② ② 特殊車両通行許可制の申請方法 ③ ③ 特殊車両通行許可制の申請料 ④ ④ その他()	① ① 特殊車両通行許可制の概要 ② ② 特殊車両通行許可制の申請方法 ③ ③ 特殊車両通行許可制の申請料 ④ ④ その他()
質問4	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()
質問5	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()
質問6	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()
質問7	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()
質問8	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()
質問9	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()
質問10	Q: 記事を見たことについて、今後の活動に役立ちましたか? A: ① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()	① ① 今後の活動に役立ちました ② ② 今後の活動に役立ちませんでした ③ ③ 今後の活動に役立たなかった ④ ④ その他()

【兵庫県トラック協会】

兵庫県トラック協会が発行する機関紙を会員事業者へ配布する際に、一般向けチラシとアンケート用紙を同封し、特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査への協力を呼びかけていただきました。



運送事業者様向けアンケート調査 大型車両に関する認知度調査のご協力のお願

調査の目的
 日頃より、国土交通行動にご理解、ご協力をお願いしております。近畿地方整備局近畿地方整備局では、近年深刻化する道路の劣化問題への対応として、平成30年1月25日に「大型申請用紙」を改訂し、近畿地方整備局近畿地方整備局を設け、広報活動を中心とした取組みを実施しています。この活動の一環として運送事業者様に向けた大型申請用紙に関する認知度を調査し、その結果に基づいた広報資料を作成することを目的として、アンケート調査を行うこととなります。お忙しい中大変お察しですが、本調査をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願いします。なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用いたしません。【大型申請用紙に関する認知度調査 事務局：国土交通省近畿地方整備局】

調査期間
 本アンケート締切日から令和3年10月31日(火)まで

調査方法
 Webアンケート方式 (下記のURLまたはQRコードからアンケートフォームへアクセスできます)
 URL: https://www.ktr.mlit.go.jp/road/roadinfo_hyogo_kyogaku/0100004513n.htm?hoge2021
 ■ FAX方式 (郵便のアンケート用紙に記入し、下記問合せ先へのFAX番号へ送信ください)

記念品
 アンケートご協力いただいた方に、抽選で記念品を送付します。記念品の抽選方法及び内容については事務局で決定しますので、ご了承願います。

問合せ先
 ① アンケートの依頼に関するお問い合わせ先
 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 大橋 佐久間
 TEL: 06-6942-1141 (代表) FAX: 06-6920-2570
 ② アンケートの郵送、送付等に関するお問い合わせ先
 (株) 近畿地域センター 事業部 第二 梶岡 昌田
 TEL: 06-6941-1911 (直通) FAX: 06-6920-2570

※特殊車両の例
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)

【京都府トラック協会】

京都府トラック協会の会員事業者に対し、事務局よりアンケート調査協力依頼文とアンケート用紙及び一般向けチラシを郵送し、特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査への協力を呼びかけました。

一般社団法人 京都府トラック協会
 会員企業 様
 大型申請用紙に向けた近畿地域連絡協議会
 事務局 国土交通省 近畿地方整備局
 道路部 交通対策課

令和3年10月18日

大規模申請用紙に関する認知度調査への協力依頼について

日頃より、国土交通行動にご理解、ご協力をお願いしております。近畿地方整備局近畿地方整備局では、近年深刻化する道路の劣化問題への対応として、平成30年1月25日に「大型申請用紙」を改訂し、近畿地方整備局近畿地方整備局を設け、広報活動を中心とした取組みを実施しています。この活動の一環として運送事業者様に向けた大型申請用紙に関する認知度を調査し、その結果に基づいた広報資料を作成することを目的として、アンケート調査を行うこととなります。お忙しい中大変お察しですが、本調査をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願いします。なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用いたしません。【大型申請用紙に関する認知度調査 事務局：国土交通省近畿地方整備局】

調査の目的
 日頃より、国土交通行動にご理解、ご協力をお願いしております。近畿地方整備局近畿地方整備局では、近年深刻化する道路の劣化問題への対応として、平成30年1月25日に「大型申請用紙」を改訂し、近畿地方整備局近畿地方整備局を設け、広報活動を中心とした取組みを実施しています。この活動の一環として運送事業者様に向けた大型申請用紙に関する認知度を調査し、その結果に基づいた広報資料を作成することを目的として、アンケート調査を行うこととなります。お忙しい中大変お察しですが、本調査をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願いします。なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用いたしません。【大型申請用紙に関する認知度調査 事務局：国土交通省近畿地方整備局】

調査期間
 本アンケート締切日から令和3年12月28日(火)まで

調査方法
 ■ Webアンケート方式 (下記のURLまたはQRコードからアンケートフォームへアクセスできます)
 URL: https://www.ktr.mlit.go.jp/road/roadinfo_hyogo_kyogaku/0100004513n.htm?hoge2021
 ■ FAX方式 (郵便のアンケート用紙に記入し、下記問合せ先へのFAX番号へ送信ください)

記念品
 アンケートご協力いただいた方に、抽選で記念品を送付します。記念品の抽選方法及び内容については事務局で決定しますので、ご了承願います。

問合せ先
 ① アンケートの依頼に関するお問い合わせ先
 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 大橋 佐久間
 TEL: 06-6942-1141 (代表) FAX: 06-6920-2570
 ② アンケートの郵送、送付等に関するお問い合わせ先
 (株) 近畿地域センター 事業部 第二 梶岡 昌田
 TEL: 06-6941-1911 (直通) FAX: 06-6920-2570

※特殊車両の例
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)
 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車) 幅員超過車(幅員超過車)

3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

NO.④⑤⑥ 運送事業者へのチラシの配布等及び事業者・ドライバー等への啓発活動

④⑤ 運送事業者に対する近畿運輸局及び運輸支局の取組み

実施項目	実施時期	実施内容	備考
整備管理者研修時の 広報用チラシの配布	令和3年11月 ～ 令和4年1月	整備管理者研修(合計75回)において、一般向け広報用チラシを配布	
運行管理者講習時等 のチラシの配布	令和3年10月	運行管理者講習認定機関15機関 に対して、チラシ1,750枚を配布	

※ 令和4年3月末までの予定も含む

⑥ 各道路管理者で特殊車両
取締時や車両制限令違反者
を対象者とした講習会において、
チラシを配布

取締時におけるチラシ等の配布
状況



3. 取組の紹介 研修・説明会において映像資料の視聴とアンケートの実施

NO.⑦⑧ 研修・説明会の実施

【大阪府トラック協会】

近畿運輸局・近畿地方整備局を講師として、大型車の安全走行・通行適正化に関する研修会を2/22に実施予定

<Gマーク加点対象研修>

法令遵守と通行適正化推進セミナー
(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、令和7(2025)年までに、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を970人以下とし、飲酒運転ゼロを目指すという目標を掲げ、死者数と重傷者数の合計を車両台数1万台あたり「6.5人以下」とすることを全都道府県の共通目標とする「トラック事業における総合安全プラン2025(プラン2025)」を策定したところです。

この数値目標を達成するため、「プラン2025」の内容と、トラック運送事業者が行う「安全対策と事故防止の推進」・「法令遵守と通行適正化の推進」を中心テーマに、最新の情報を織り込んだ事故防止対策にみなさまにおかれましては、ぜひのうえ是非ともご参加

大型車に係る安全対策と事故防止の推進について

近畿運輸局 自動車監査指導部

大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等について(運送事業者向け)

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

- 1. 日時 令和4年
- 2. 場所 アートホテル 大阪市港
- 3. 講師 国土交通 国土交通
- 4. 内容 ○「トラック運送事業者の安全対策と事故防止」の推進 (約1時間)
- 「ト
- アン
- 5. 申込方法 令和4年
- てお申
- 6. その他 ・本セ
- ・1事
- ・受講
- ・風邪
- ・メモ
- 7. お問い合わせ 一般社
- TEL

【兵庫県トラック協会】

特車車両の新たな通行制度の説明会を3/4に実施予定

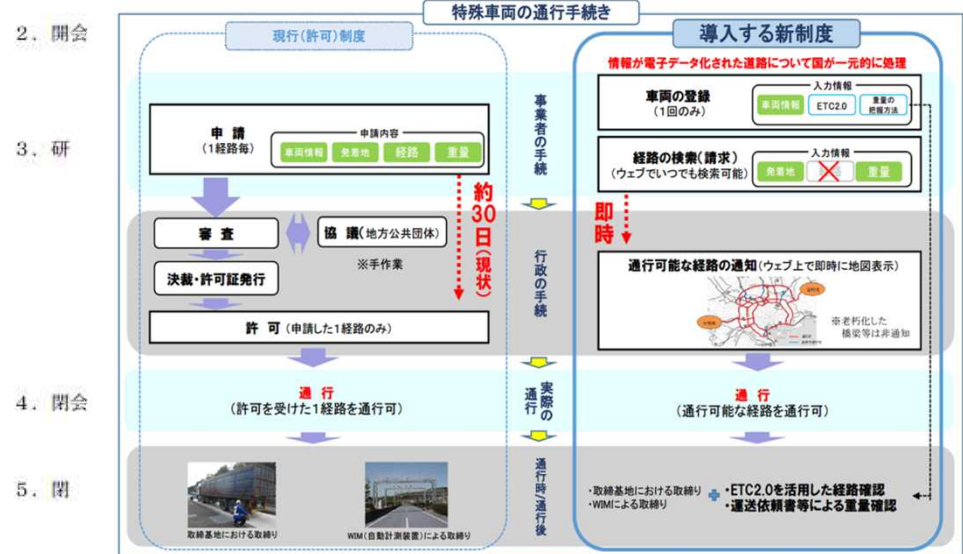
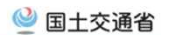
<新制度説明会>

(一社)兵庫県トラック協会 重量、鉄鋼部会

令和3年度 研修会

日時：令和4年3月4日(金)
受付：14時00分～
場所：兵庫県トラック協会会館
3F「大会議室」

1. 開 会 デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入



※システムやデータの管理の一元化のため、外部機関(指定機関)にアウトソーシング可能

3. 取組の紹介 ラジオCMによる注意喚起・啓発活動

⑨⑩ ラジオCM 令和3年度

○ 令和3年度は、放送回数を6回増加してラジオCMによる注意喚起及びアンケートを実施しました

大阪府・京都府・兵庫県の全域をカバー

- 放送局：FM 802
- 放送回数：18回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和3年度）

11/4(木)	11/5(金)	11/6(土)
7:48	7:20	9:58
9:08	9:48	10:58
12:40	12:34	11:43
14:15		13:58
15:18		15:23
17:18		16:47
6回	6回	6回

6回増！

■ 収録状況



■ アンケート調査

ラジオCM聴取者対象にアンケート調査を実施し、597名の回答をいただきました。

■ ラジオCM原稿 40秒 ⇒18回実施

SE	♪（番組風）
協議会広報・女性	大型車両の通行ルールについてのお知らせです。 荷物の積み過ぎで道路を走行していませんか？
説明者・男性	道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行する場合には、あらかじめ許可が必要となります。 この重量違反車両が、橋や道路を傷める大きな原因になっています。 近畿では、建設から約50年経過した道路や橋が多く、老朽化が進んでいる今、重量違反車両をなくすことが重要です。 皆様のご協力をお願いします。
Na 女性	積み過ぎ禁止！ルールを守って道路を守ろう！！ 「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」からののお知らせでした。

3. 取組の紹介 「インフラメンテナンス国民会議」における啓発活動

⑪ 広報イベント（1/2）

○ 令和2年度に続いて、令和3年7月の「インフラメンテナンス国民会議」において、広報活動を実施

■ イベント名：インフラメンテナンス国民会議

インフラメンテナンス国民会議 （一社）国土政策研修会
インフラメンテナンス国民会議近畿本部 主催

■ 開催場所：花博記念公園鶴見緑地

■ 実施日時：令和3年7月1日（木）10:00～17:00
令和3年7月2日（金）10:00～17:00

■ 実施状況



■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	3名

■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、チラシ・ティッシュ等の配布及びアンケート調査を実施。

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ティッシュを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。
また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、アンケート調査票の返却時にご協力のお礼として、当協議会名が入ったスマホスタンドを贈呈しました。

啓発用チラシ ⇒ **200枚配布** 啓発用ティッシュ ⇒ **200個配布** 啓発用スマホスタンド ⇒ **100個配布**

■ 配布資料



啓発用チラシ

スマホスタンド

啓発用ティッシュ



3. 取組の紹介 「建設技術展」における啓発活動

⑪ 広報イベント（2/2）

○令和2年度に続いて、令和3年10月の「2021近畿 建設技術展」においても、広報活動を実施しました

- イベント名：建設技術展（令和3年度）
日刊建設工業新聞社/（一社）近畿建設協会 主催
- 開催場所：インテックス大阪 4号館
- 実施日時：令和3年10月27日（水） 9:30～17:00
令和3年10月28日（木） 9:30～16:30

■ 実施状況



■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	4名

■ 連絡協議会の活動内容

○連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、チラシ・ティッシュ等の配布及びアンケート調査を実施。

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ティッシュを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。
また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、アンケート調査票の返却時にご協力のお礼として、当協議会名が入ったスマホスタンドを贈呈しました。

啓発用チラシ ⇒ **400枚配布** 啓発用ティッシュ ⇒ **400個配布** 啓発用スマホスタンド ⇒ **200個配布**

■ 配布資料



3. 取組の紹介 チラシ・ポスターの配布による啓発活動



⑫ポスター・チラシの配布実施状況 訴求先に応じた内容で、効果的な取り組みを実施

- チラシは一般の方、荷主企業への訴求内容に応じて2通り作成
- 京阪神圏の34の行政機関・協会・組合において、チラシ1万9千枚、ポスター260枚を配布・掲出し、大型車の通行適正化に向けた注意喚起を実施

■ 掲出・配布状況



■ ポスター・チラシ 設置箇所

- 大阪府・京都府・兵庫県 トラック協会
 全国クレーン建設業協会 大阪支部・兵庫支部
 近畿管区警察局・関西経済連合会・近畿運輸局
 大阪府・京都府・兵庫県 警察本部
 大阪府・京都府・兵庫県・大阪市・堺市・京都市・神戸市
 西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株)
 近畿地方整備局 港湾空港部・道路部 交通対策課
 大阪・京都・兵庫 国道事務所
 大阪府・京都府・兵庫県 建設業協会
 日本建設業連合会 関西支部
 P C建設業協会 関西支部
 大阪府・京都府・兵庫県 鉄工建設業協同組合

■ チラシ

分かり易い一般的な内容

ルールを守って「道路」を守ろう

「特殊車両通行許可制度」を知ってください。
 「特殊車両通行許可制度」を知ってください。
 特別許可が有効な期間です。
 運送計画を立てて、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

ルールを守って「道路」を守ろう

運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

ルールを守って「道路」を守ろう

運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

一部は違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

違反のタイプを受えざるを得ない結果を「罰金」としています。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

一部は違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

積み過ぎ禁止！

積み過ぎ禁止！

一般向けチラシ
 ⇒ **約14,000枚配布**

荷主企業に特化した注意喚起

重量オーバーの車両が事故を起こしたら、大事故につながるかも。

重量オーバーの車両が事故を起こしたら、大事故につながるかも。
 重量オーバーの車両が事故を起こしたら、大事故につながるかも。
 重量オーバーの車両が事故を起こしたら、大事故につながるかも。

「積み過ぎ」と「運べる重さ」は違います。

「積み過ぎ」と「運べる重さ」は違います。
 「積み過ぎ」と「運べる重さ」は違います。
 「積み過ぎ」と「運べる重さ」は違います。

荷主さん、無茶なこと頼んでいませんか？

荷主さん、無茶なこと頼んでいませんか？
 運転手さん、勇気を出して断ろう。荷主の責任も問われますよ。

一部は違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

積み過ぎ禁止！

積み過ぎ禁止！

荷主向けチラシ
 ⇒ **約5,500枚配布**

■ ポスター

ルール厳守で 道路を守ろう！！

積み過ぎ禁止！

積み過ぎ禁止！

一部は違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。
 運送計画を立て、事前に申請にも
 同意、許可を取りましょう。

積み過ぎ禁止！

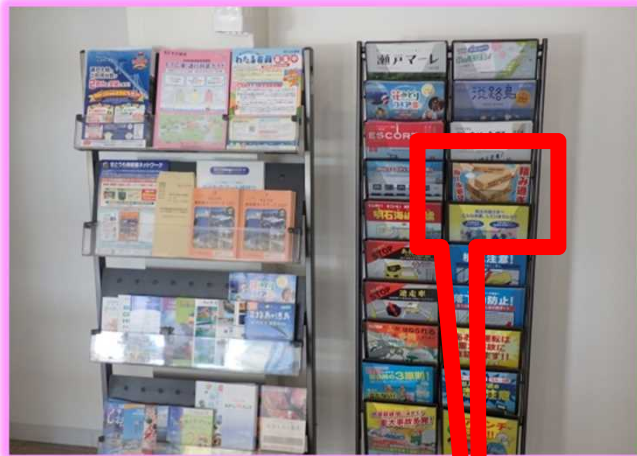
積み過ぎ禁止！

一般向けポスター
 ⇒ **約300枚配布**

3. 取組の紹介(ポスターの掲示・チラシの配布状況)

NO.⑫ ポスターの掲示・チラシの配布・掲載 実施状況

＜ 本州四国高速道路 ＞



＜ 近畿地方整備局 ＞



＜ 阪神高速道路 ＞



＜ クレーン協会大阪支部 ＞



＜ 西日本高速道路 ＞



3. 取組の紹介(パネルの展示)

NO.⑫ パネルの展示

広報イベント（建設技術展）でチラシ配布するとともに、パネルの展示を実施した。展示したパネルは以下のとおり。

高齢化が加速する道路橋

近畿圏の道路橋の現状

- 近畿圏内には道路橋が約10万橋あり、その多くが高齢経済成長期に建設されており、建設から50年が経過しています。
- 建設から50年を超える道路橋の割合は、平成28年の約27%から、20年後には約72%まで増加します。

※近畿圏内：近畿圏、近畿圏外、近畿圏、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高松市、高松市、高松市

※建設から50年を超える道路橋の割合は、平成28年の約27%から、20年後には約72%まで増加します。

＜近畿圏内 建設から50年が経過する道路橋の割合＞

年次	割合
平成28年(2016)	27%
50年経過後(約3.1万橋)	51%
20年後(約4.4万橋)	72%

出典：近畿地方整備局ホームページ

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

道路橋の老朽化の状況

老朽化による損傷事例

- 老朽化の進展に伴い、一部の道路橋構造物が劣化損傷もみられるようになってきました。
- 主桁のガルバーン部がはきりわれが生じています。

※劣化の進行に伴って発生する劣化損傷は、劣化の進行に伴って発生する劣化損傷です。

出典：近畿地方整備局ホームページ

道路橋の点検結果について

- 平成25年の道路法改正により、5年に1回の頻度で点検日課による点検を実施しており、平成26年度から平成30年度までの1回目の点検が終了しています。
- その結果が以下のとおりですが、建設経過年数が長くなるほど、判定区分の早期に措置を講ずべき状態が多くなる傾向にあります。

＜道路橋の建設経過年数と判定区分の割合＞

判定区分	割合
判定区分1(健全)	51%
判定区分2(早期補修要) (早期に措置を講ずべき状態)	27%
判定区分3(劣化補修要) (措置を講ずること推奨)	18%
判定区分4(緊急補修要) (緊急に措置を講ずべき状態)	4%

出典：国土交通省 道路メンテナンス情報 特約発表資料

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

大型車両の道路への影響

舗装への影響

- 大型車両1台が重量10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分の劣化が累積され、道路損傷の原因となっています。

※重量超過は、道路損傷の大きな要因です。

橋梁への影響

- 0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約割を占めており、一部の違反車両が道路橋の劣化を加速させる主要因となっています。

※重量超過は、道路橋の劣化の大きな要因です。

重量20トン車が道路橋に与える影響は重量10トンの車約4,000台に相当する。

出典：国土交通省 国土政策部 国土政策課 国土政策課 国土政策課 国土政策課

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

道路を守るための大型車両の通行ルール①

道路を守るため、定められた大きさや重さを超える車両が道路を通行する場合は、道路管理者の許可を得る必要があります。

特殊車両通行許可制度

特殊車両通行許可制度

許可が必要となる車両の例

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

道路を守るための大型車両の通行ルール②

道路管理者から許可を受けた車両は、付された通行条件に従って道路を通行しなければなりません。

今日から9月29日以後、特殊車両の運搬には講習が必要となり、特殊車両の通行に必要であった特殊車両の配置が、基本的に前方または後方の1台になります。

※特殊車両の通行は、道路管理者の許可を得る必要があります。

重要条件

- 通行許可証の提示
- 通行許可証に記載の通行条件の遵守

守法条件

- 通行許可証に記載の通行条件の遵守

無許可走行や、通行条件を守らないと大事故に繋がる恐れ

■セミトレーラのチェッカー遭事故の例(大阪市内)

走行していたセミトレーラがチェッカーに衝突し、運転席が脱臼の被害が発生。チェッカーの運転手が死亡。チェッカーの運転手が死亡した結果となったことにより、走行してきたトラックの荷台部分が破損した。

8時間以上通行止め

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

違法走行車両を取締ります

重量違反の状況

- 国管理の道路に設置している自動重量計測装置による計測データから、重量超過車両の割合は、ここ10年で3割程度の減少が見られつつあります。
- 令和1年度は、約1割(約15万台)が重量超過車両として計測されています。

＜重量超過車両の発生状況＞

年度	重量超過車両(万台)
平成27年度	15.5
平成28年度	15.2
平成29年度	15.0
令和1年度	15.0

出典：国土交通省 国土政策部 国土政策課 国土政策課

計量所における指導・取締り状況

- 道路の構造を保全、または交通の危険を防止するため、車両計測装置を備えた取締り基地または、可搬式の重量計測装置により、特殊車両を違法に通行させている者に対して警告・指導した指導・取締りを実施しています。

特に関心のある車両メーカーが確認された場合は…即時発令!!

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立

●老朽化した道路をこれ以上乗れないよう、道路の劣化に与える影響が非常に大きいとされる「重量を違法に超過した大型車両」への対策強化が重要だ。

●しかし、重量違反車両の防止には単独組織(道路局)のみでは限界があるため、大型車両の運行に関係する組織の連携の強化、連携が必要となります。

平成30年1月 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立

連絡協議会の構成は以下のとおりです。

【協賛企業団体】

- 近畿地方建設者協会
- 近畿地方建設者協会 近畿支部
- 近畿地方建設者協会 近畿支部
- 近畿地方建設者協会 近畿支部
- 近畿地方建設者協会 近畿支部

【協賛行政機関】

- 国土交通省
- 国土交通省 国土政策部
- 国土交通省 国土政策課
- 国土交通省 国土政策課
- 国土交通省 国土政策課

大規模交通系 近畿圏交通系 近畿地方整備局

3. 取組の紹介(連絡協議会ホームページによる情報発信)

NO.⑬ 連絡協議会ホームページによる情報発信

The screenshot shows the homepage of the Kansai Regional Road Association. The header includes the logo of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kansai Regional Development Bureau. Navigation tabs include '防災', '河川', '道路', 'まちづくり・建設産業', '港湾・空港', '企画', '営業', '用地', and '総務'. A main menu contains icons for disaster information, site visits, road construction, etc. The main content area features a breadcrumb trail: HOME > 道路 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会. The title is '大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会'. Below it is the subtitle '大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート'. A red box highlights a link: '特殊車両の指導・取締り等に関するアンケートフォームはこちらから'. A red arrow points from this link to the right-hand screenshot. The right sidebar contains a '道路' menu with items like 'お出かけ道路情報', '近畿の道路', '道路の効果', '防災の取り組み', '施策・取り組み', 'お役立ち情報', and '安全走行ガイド'. There is also a '注目情報' section with '道路IRサイト' and '道路部Twitter'.

クリック

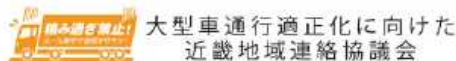
The screenshot shows the survey form page for the 'アンケートフォーム' (Survey Form). The breadcrumb trail is: HOME > 道路 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 > 大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート. The title is '大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会'. The subtitle is '大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート'. A red box highlights the '運送事業者様向けアンケート' (Survey for Transport Business Operators) link. A red arrow points from this link to the video player below. The video player shows a video titled '運送事業者向けアンケート' with a duration of 0:06 / 14:51. Below the video is the 'アンケートフォーム' (Survey Form) section, which includes a QR code and text: 'スマートフォンの方は左側のQRコードからアンケートにご参加ください。PCをご利用の方は下記URLからアンケートにご参加ください。https://forms.gle/2wvodi2mf4epn88 ※どちらも同じアンケートフォームにつながっております。'.

クリック

3. 取組の紹介(合同取締り)

NO.14 合同取締

一斉取締結果記者発表資料



令和3年11月11日17:00
資料配布 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

京阪神圏の9箇所です特殊車両の一斉取締を実施しました ～ 9箇所合計で違反車両計12台に指導実施 ～

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会は、道路構造物の劣化に多大なる影響を与える道路法違反車両への対策強化のため、京阪神圏において9箇所で一斉に特殊車両の取締を実施しました。
実施結果の速報値として、9箇所合計で30台を計測、うち違反のあった12台について指導を行いましたので、お知らせします。

- 取締日時 : 令和3年11月11日(木) 14時00分～16時00分
- 取締場所 : 大阪府、京都府、兵庫県の2府1県の9箇所を実施
- 取締結果 :

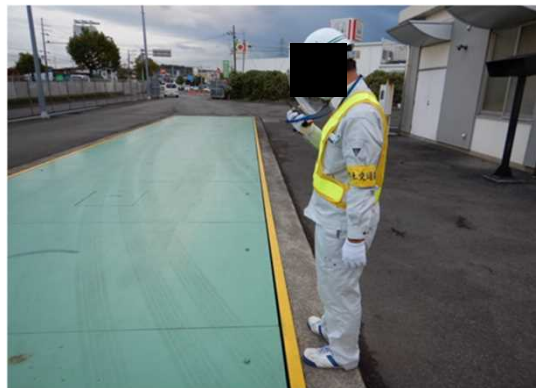
道路管理者	取締場所		計測台数	違反台数 (道路法違反)
国土交通省 近畿地方整備局	国道1号	大阪府枚方市	5台	2台
	国道1号	京都府八幡市	5台	4台
	国道43号	兵庫県西宮市	4台	3台
大阪府	府道2号線	大阪府八尾市	3台	2台
西日本高速道路(株)	名神高速道路	大阪府吹田市	5台	0台
阪神高速道路(株)	阪神高速12号守口線	大阪府守口市	0台	0台
	15:00 雨天中止			
	阪神高速3号神戸線①	兵庫県神戸市	2台	0台
	阪神高速3号神戸線②	兵庫県神戸市	0台	0台
本州四国連絡高速道路(株)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市	6台	1台
合計			30台	12台

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる要因である違反車両対策の取組みを強化しております。今後も道路インフラを守るため『積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!!』をスローガンに大型車両の通行適正化を推進してまいります。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
京都府政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ

<問合せ先> 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課
交通対策課長 隅田 道男
電気通信管理主査 平尾 紀之 TEL: 06-6945-9107 (直通)



新型コロナウイルス感染防止対策状況
(国道1号 京都府八幡市)



計測状況
(国道1号 京都府八幡市)



運転手説明・確認状況
(国道1号 大阪府枚方市)



計測状況
(国道43号 兵庫県西宮市)